

**金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案についての  
パブリックコメントにおけるご意見の概要と金沢市の考え方**

- 1. 募集期間 令和7年12月16日（火）～ 令和8年1月15日（木）
- 2. 提出方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口への持参
- 3. 意見数 10件（意見者数2人）

No.	ご意見の概要	金沢市の考え方
1	<p>本事業は、初めて施設を利用する乳幼児や、集団保育に慣れていない子どもの利用が多く想定され、通常の保育以上に観察力と対応力が求められる事業です。にもかかわらず、基準の概要には、保育に従事する職員の配置基準、資格要件、研修等に関する記載が見当たりません。</p> <p>より子どもの安全確保および保護者の安心につなげるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に従事する職員の資格や配置に関する基本的な考え方</li> <li>・職員に対する研修機会の確保、事業所による自己評価の実施および市への報告</li> <li>・市による定期的または臨時の監査と、その結果の公表等について、基準に盛り込むことが望ましいと考えます。</li> </ul>	<p>事業に従事する職員の配置基準、資格、研修等については、令和7年6月制定の「金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」や児童福祉法において規定しているほか、国基準に基づいて本条例においても規定する予定です。</p>
2	<p>「月一定時間まで」「時間単位で柔軟に利用」との記載のみでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用上限の考え方</li> <li>・利用希望が集中した場合の調整方法</li> <li>・施設ごとの裁量の範囲</li> </ul> <p>が不明確であり、保護者や事業者に混乱や不公平感を生じさせるおそれがあります。市としての基本的な考え方や運用の方向性について、具体的に示すことが望ましいと考えます。</p>	<p>利用時間については、内閣府令において月10時間を上限としており、本市の今後の実施状況等を踏まえながら、時間数について検討していきます。</p> <p>この制度は施設と保護者が面談を行った上で利用希望日、時間を決定します。</p> <p>利用調整方法については、時間単位での柔軟な利用を可能とする本制度の趣旨から、施設の裁量において決定することが適切と考えています。</p>

3	<p>事故防止に関する記載はあるものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の報告体制</li> <li>・保護者への説明</li> <li>・医療機関等との連携</li> <li>・再発防止に向けた検証の考え方</li> </ul> <p>といった点が概要には示されていません。</p> <p>特に乳幼児を対象とする事業であることを踏まえ、安全管理体制について、より具体的な方向性を示すことが必要であると考えます。</p>	<p>事故発生時の対応方法については、本条例が参考とする国基準どおりの規定を設ける予定です。</p> <p>また、安全管理体制については、令和7年6月制定の「金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において安全計画の策定等について規定しております。</p>
4	<p>「保育所保育指針に準じる」との記載はありますが、支援の質をどのように確認し、改善につなげていくのかという視点が示されていません。</p> <p>本事業が単なる一時的な預かりにとどまらず、子育て家庭への支援として機能するためにも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市による確認や助言</li> <li>・事業者による自己点検</li> <li>・利用者の声を反映する仕組み</li> </ul> <p>について、市の基本的な考え方を示すことが重要と考えます。</p>	<p>ご指摘の支援の質等の確認については、国基準に示されている保育所保育指針に準じているかどうか、国から示された「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」及び今後こども家庭庁より示される予定の指導監査項目や自己点検票を参考に実施していく予定です。</p>
5	<p>障害や発達上の特性を有する子ども、医療的ケアを要する子ども、多様な家庭背景を持つ利用者への対応について、概要には触れていません。</p> <p>「差別的取扱いをしてはならない」という原則に加え、どのような配慮や支援体制を想定しているのか、市としての方向性を示すことが、制度の理念である「こども誰でも通園」を実質的なものにすると考えます。</p>	<p>ご指摘の点について、直接的な規定は設けておりませんが、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるよう施設や関係機関、保護者の理解・協力を得ながら連携体制を構築していきます。</p>
6	<p>骨子案には「事故防止」に関する規定はありますが、時間単位で柔軟に利用できる制度の特性上、多様なニーズを持つ利用者との間</p>	<p>ご指摘の点については、国基準を踏まえて本条例において苦情解決について規定する予定です。</p>

	<p>で認識の相違やトラブルが生じることも想定されます。これらを未然に防止し、また適切に解決するための仕組みについての言及がありません。</p> <p>運営基準の中に、利用者からの苦情や相談に対して迅速かつ適切に対応するための体制整備（担当者の配置や解決手順の策定等）を義務付ける項目を追加することが望ましいと考えます。</p>	
7	<p>金沢市独自基準として「事業所の管理者は暴力団員であってはならない」とされていますが、この表現では、暴力団が関与する法人、いわゆるフロント企業、半グレ等の反社会的勢力を十分に排除できないおそれがあります。</p> <p>乳幼児を対象とし、公費による給付を伴う事業であることを踏まえれば、「暴力団排除」にとどまらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員</li> <li>・暴力団関係者</li> <li>・その他反社会的勢力</li> </ul> <p>を包括的に排除できる表現とすることが、制度の信頼性と安全性の確保の観点から適切であると考えます。ついては、「事業所の管理者は反社会的勢力であってはならない」という表現に変更することを提案いたします。</p>	<p>ご指摘の点については、金沢市暴力団排除条例及び他の基準条例を踏まえて規定する予定です。</p>
8	<p>こども誰でも通園制度は多様な子育てを支援し、少子化対策として目下、大変に期待があるところです。市はもっとも住民に近い自治体という性格から、いかに、現実のニーズにあっているサービスにあてはめていくかがポイントになると思います。</p> <p>この点、今後、運用をして、見直し、いわゆる PDCA サイクルの回転速度を早くすることが重要に思います。</p> <p>「金沢市独自基準」の充実が重要に思います。</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

9	<p>今後、実際に運営した結果、うまく適用できないケースが発生した場合、その時点での全国の状況を調査しつつ、必要に応じて特例なのか、それとも、金沢市独自基準として基準化するのかの検討が必要と思います。</p>	
10	<p>介護にはケアマネジャーがいますが、子育てには子育てマネジャーがない点があります。この結果、よい制度があっても、知らないため、使えないという現実があると思います。</p> <p>この家庭には、この制度があっているというオーダーメイドの提案をどう実現していくかが課題と思います。</p>	

今回いただいた様々なご意見については、今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。